



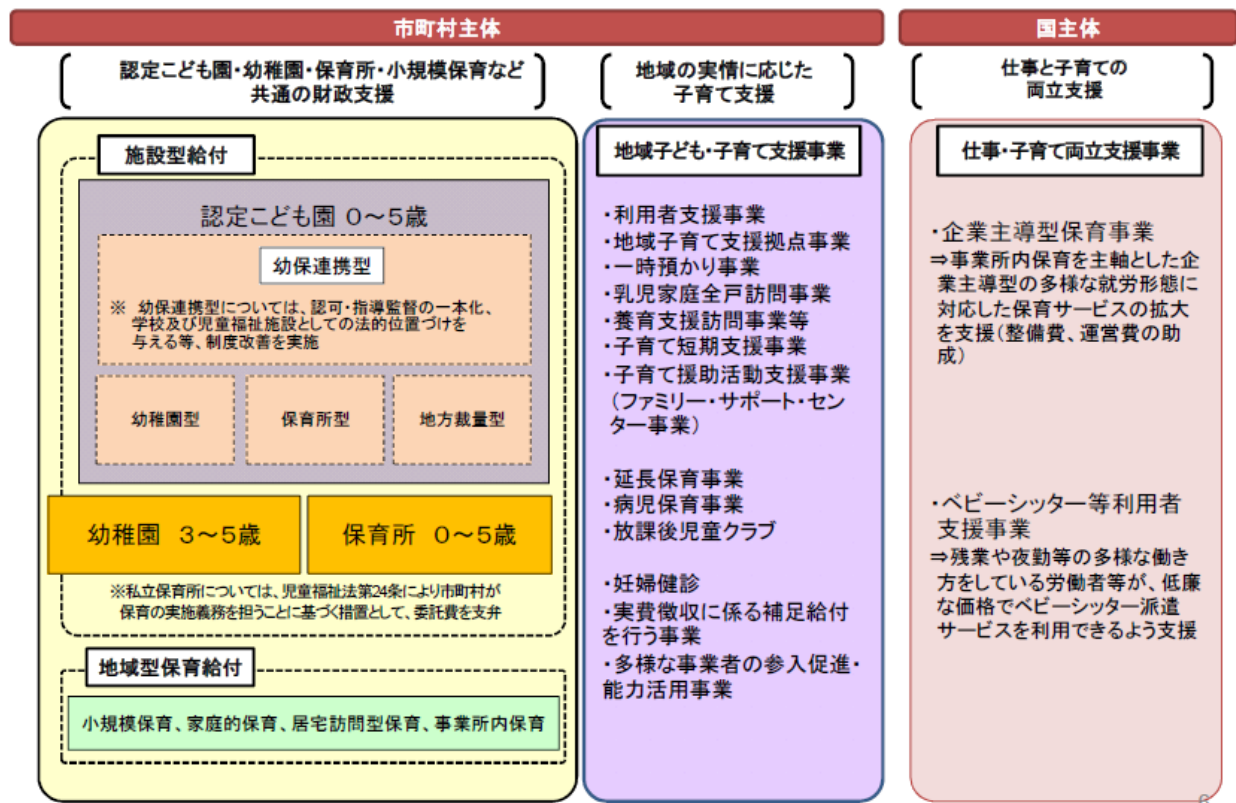
子ども・子育て支援新制度について

(抜 粋)

平成29年6月

内閣府子ども・子育て本部

子ども・子育て支援新制度の概要



施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。（施設・事業者が代理受領）

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
<u>満3歳以上</u> の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの（1号認定子ども） （第19条第1項第1号）	教育標準時間（※）	幼稚園 認定こども園
<u>満3歳以上</u> の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（2号認定子ども） （第19条第1項第2号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
<u>満3歳未満</u> の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（3号認定子ども） （第19条第1項第3号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

（※）教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となる。

- 国において有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置する（平成25年4月）

- 市町村、都道府県においても地方版子ども・子育て会議を設置するよう努めることとされている

※地方版子ども・子育て会議には、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている。



12

地方版子ども・子育て会議について

- 子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」又は同法の規定により意見を聴くべき保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者（「地方版子ども・子育て会議」）に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行。
- 地方版子ども・子育て会議の役割は、次のとおりである。

<地方公共団体向けQ&A（平成25年4月内閣府）>

Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

A
条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

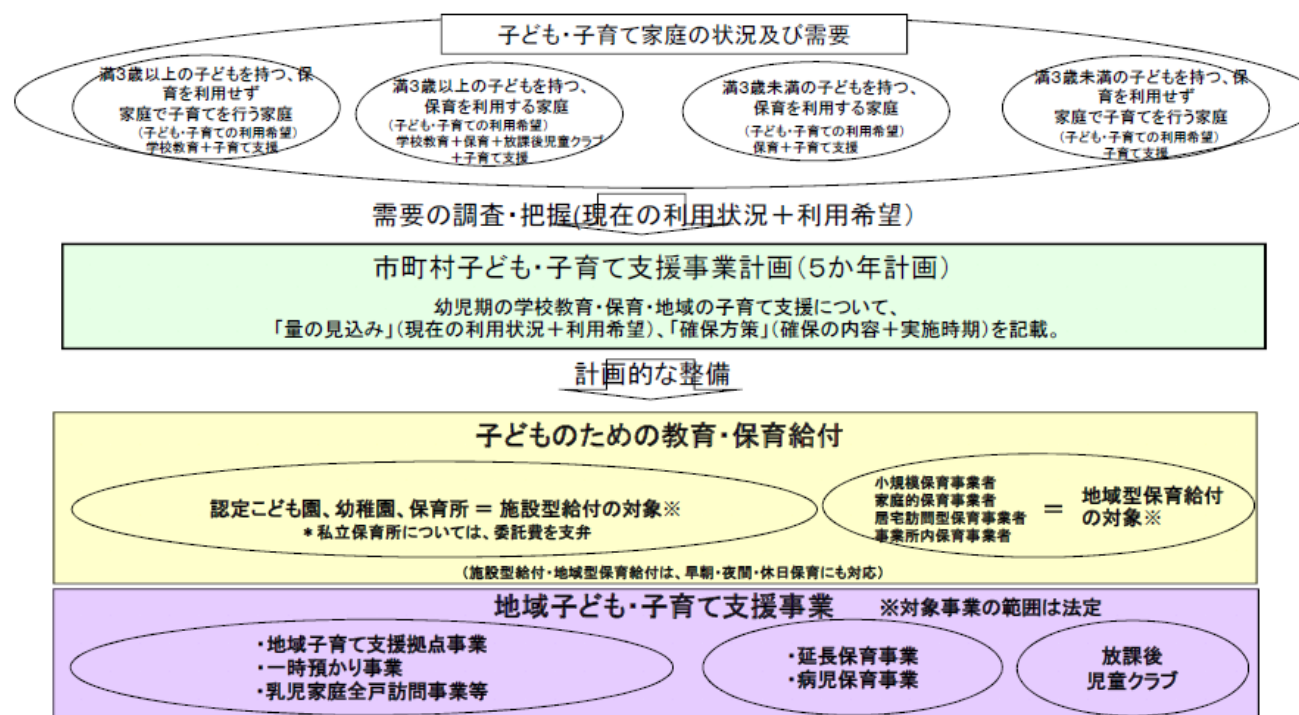
市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）役割が期待されている。

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

17

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

18

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。

・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

○教育のみ<1号>

○保育の必要性あり(3-5歳) <2号>

○保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

○施設(認定こども園、幼稚園)で確保

○施設(認定こども園、保育所)で確保

○施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。

例「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

量の見込み

確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

○ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

○ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する 保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等により、 異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等により、 異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

注2)施設整備費について

・安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、

認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。

・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

地域型保育事業について

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしている。
 - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け

認可 定員	19人	小規模保育 事業主体:市町村、民間事業者等	居宅訪問型 保育 事業主体:市町村、 民間事業者等	事業所内 保育 事業主体:事業主等
	6人			
	5人	家庭的保育 事業主体:市町村、民間事業者等		事業主体:事業主等
	1人			
保育の実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども ＋ 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

38

地域型保育事業の認可基準について

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳~2歳児 いずれも1人3.3㎡
	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

39

家庭的保育事業等の認可基準について

○ 家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

＜主な認可基準＞

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設置を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

40

保育の必要性の認定について①

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

新制度施行前の「保育に欠ける」事由

○ 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由

○ 以下のいずれかの事由に該当すること

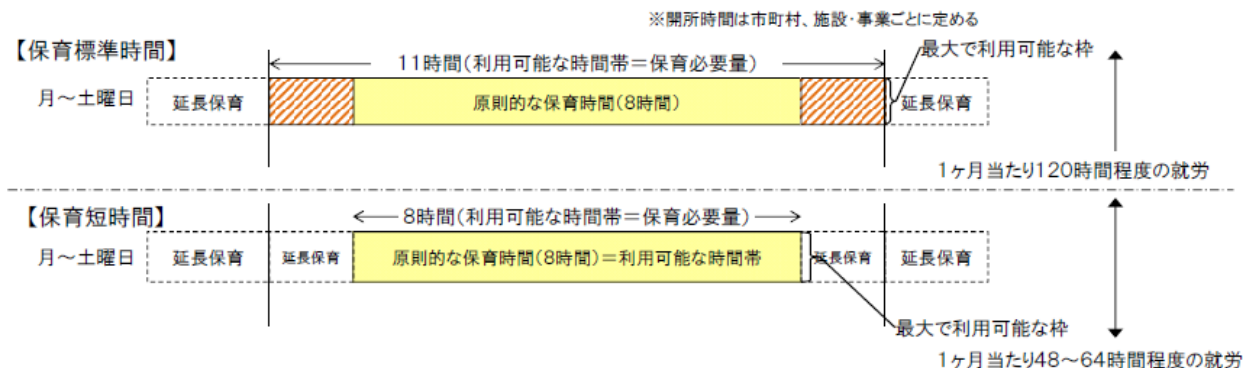
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ① 就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりに対応可能な短時間の就労は除く)
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動・起業準備を含む
- ⑦ 就学・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育の必要性の認定について②

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

【保育必要量のイメージ】(一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)



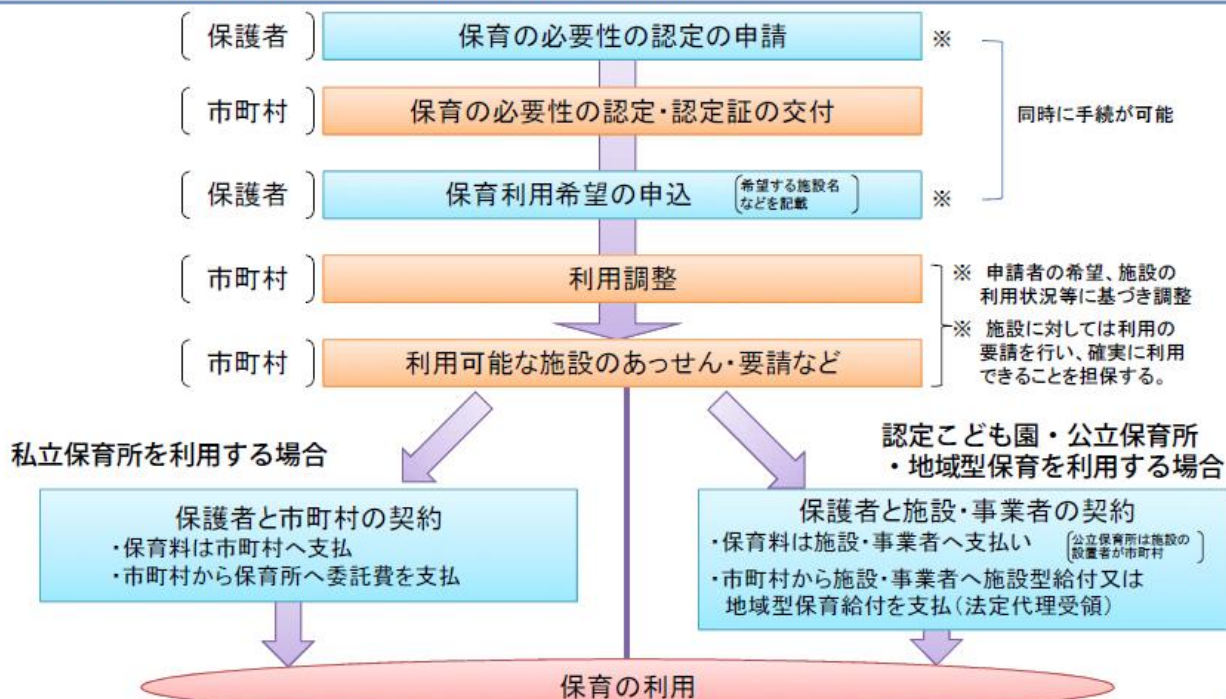
(参考) 平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- (前略) 新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略) 保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- (前略) 柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

43

新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児福法附則第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者の間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



46

確認制度について①

【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
 - ①教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上とする（幼稚園は適用なし）。
 - ②利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定する。
 - ③利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応とする。
 - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定する。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れを可能とする（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
 - ・恒常的な利用定員の超過については、定員弾力化の措置や、給付の減算措置等により対応。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。 ※私学助成を受ける幼稚園を選択する場合、施行前に別段の申出

【対象施設・事業について】

〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。

〔運営基準の遵守〕

- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、給付の対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条約で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等）。

〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位（確認）を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。※施設・事業自体から撤退は、都道府県知事等の認可等が必要。

48

確認制度について②（運営基準）

- 市町村の確認を受ける施設・事業者が遵守すべき運営基準に規定している主な事項は以下のとおり。

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	・内容・手続きの説明、同意、契約 ・応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・子どもの心身の状況の把握 ・子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） ・連携施設との連携（地域型保育事業のみ） ・利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む） ・利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） ・特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
管理・運営等に関する基準	・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、揭示 ・秘密保持、個人情報保護 ・非常災害対策、衛生管理 ・事故防止及び事故発生時の対応 ・評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） ・苦情処理 ・会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等） ・記録の整備
撤退時の基準	・確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）

49

確認制度について③（情報公表）

- 施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定（都道府県が公表）。

分類		主な事項
基本情報	法人	・名称、所在地、代表者の氏名等
	施設	・施設の種類（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業の種類（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育） ・名称、所在地等 ・施設設備の状況（居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況） ・職員の状況（職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数等） ・職員1人当たりの子ども数 ・利用定員、学級数、在籍子ども数 ・開所時間等 など
運営情報		・施設、事業の運営方針 ・教育・保育の内容・特徴 ・選考基準 ・給食の実施状況 ・相談、苦情等の対応のための取組状況 ・自己評価等の結果 ・事故発生時の対応 など

50

公定価格について

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

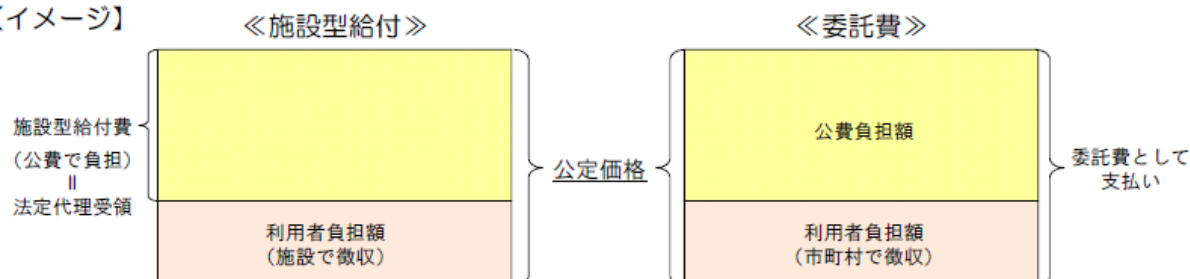
（子ども・子育て支援法27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※この基本構造は委託費も同様。

※市町村が定める利用者負担額のほか、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用。事前説明・同意を要する）が可能。

【イメージ】



56

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国及び都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

94

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

95